

# 配偶者の国民年金 加入手続きをお忘れなく

被扶養者である配偶者の国民年金に関する届けは、共済組合を経由する場合と、ご自分で直接届け出をしなければならない場合があります。

被扶養者の認定を共済組合へ申請する際は、同時に国民年金第3号被保険者届けを提出していただき、

共済組合を経由しますが、次のような場合は、皆さんの配偶者がご自分で住所地の市区町村役場にあらる国民年金窓口へ届け出をしなければなりません。

- ☆配偶者が、収入の増加等により被扶養者でなくなった場合は、国民年金第一号被保険者として国民年金窓口へ届け出が必要です。（厚生年金等の被保険者になつた場合は除きます）
- ☆組合員が退職して国民年金第一号被保険者になる場合は、配偶者も国民年金第一号被保険者として国民年金窓口へ届け出が必要です。
- ☆組合員が65歳に達した場合は、組合員が在職中であっても国民年金第一号被保険者として国民年金窓口へ届け出が必要です。

## (参考) 国民年金被保険者の種別

国民年金第一号被保険者：農業、自営業、学生等で第二号および第三号被保険者以外の20歳以上

60歳未満の方

国民年金第二号被保険者：共済組合の組合員や厚生年金の被保険者（65歳以上の方は除く）

国民年金第三号被保険者：第二号被保険者（65歳以上の方は除く）に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

## 国民年金第三号被保険者の 届け出もれの救済

第三号被保険者の届け出もれの期間については、過去2年間しか認められませんでしたが、平成17年4月以降は社会保険事務所で手続きをすれば、2年前以前の期間も保険料納付済み期間に算入されることになりました。届け出方法など詳しいことは、社会保険事務所へお問い合わせください。

## 認定限度額

給与収入の場合		恒常的な収入が過去1年間の累計で <b>130万円未満</b>	
年金受給者の場合	60歳未満	決定年金(支給)額 <b>が130万円未満</b>	
	障害を支給事由とする年金受給者	決定年金(支給)額 <b>が180万円未満</b>	
	60歳以上		

\* 年金受給者に給与収入がある場合は、決定年金（支給）額に給与収入額をあわせて「年金受給者の場合」の欄をご覧ください。

昨年7月から8月にかけて実施しました「被扶養者資格確認調査」で認定取り消しになった方の大半は、収入額の増加により遡及取り消しとなりました。そこで皆さんにお願いです。1月は、昨年働いた勤務先から源泉徴収票が交付される時期です。パート・アルバイト等の給与収入がある被扶養者がいる方は、1つの目安として、源泉徴収票の総収入額の確認をお願いします。認定限度額の130万円（障害を支給事由とする年金受給者または60歳以上で公的年金等の受給者については180万円）を超えていないでしゃうか。認定限度額以上になつてている方は速やかに取り消しの申告をお願いします。源泉徴収票の総収入額が認定限度額未満でも、各月ごとに過去1年間の収入額に含め、決定年金（支給）額が認定限度額以上になつた場合、その通知書が交付された日から取り消しになります。

年金受給者は遺族や障害の年金も総収入額に含め、決定年金（支給）額が認定限度額以上になつた場合、その通知書が交付された日から取り消しになります。

入総額の累計が認定限度額以上になればその月の翌月の初日から取り消しになります。（例えば、平成17年11月から平成18年10月の1年間で130万円以上になれば、平成18年11月1日から取り消し）

新たに被扶養者の認定申告をする際、また毎年の「被扶養者資格確認調査」の際に、次の書類が必要です。  
**農業・不動産・事業収入などがある被扶養者**  
 確定申告書、市町村・県民税申告書および収支内訳書（それぞれ写）が必ず税務署等の受付印が押印された申告書関連書類一式の控を受け取り、保管しておいてください。

## 給与・年金収入などがある被扶養者

組合員の皆さんのが、被扶養者の状況をいつも正確に把握し、認定要件に該当しなくなつた場合は早急に取り消し手続きをお願いします。遡及して取り消した場合、その間に医療機関で受診した医療費等は返還請求することになります。